る率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸＸＩ

$$\frac{B \times C + D \times E}{554\text{円} \times A}$$

算式ＸＸＩの符号

A　測定単位の数値

B　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C ＝ 0.0300

D　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E ＝ 0.0214

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\overset{令2}{\underset{n=29}{\Sigma}}(B_n \times C_n)}{554\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0214

C_{30} ＝ 0.00105

応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸＸＩ

$$\frac{B \times C + D \times E}{535\text{円} \times A}$$

算式ＸＸＩの符号

A　測定単位の数値

B　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C ＝ 0.0015

D　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E ＝ 0.0011

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\overset{元}{\underset{n=29}{\Sigma}}(B_n \times C_n)}{535\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0011

C_{30} ＝ 0.00105